

平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業に係る

「よくあるご質問」

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

平成27年5月19日

I. 「橋渡し研究機関」の要件への該当確認に関すること

- Q1. 「橋渡し研究機関」になれるのは、どの機関ですか。
- A2. 本事業において、「橋渡し研究機関」になれるのは、日本国内に設立された「国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関に該当する「公的研究機関」と「(研究機関としての)大学」です。
- 研究開発を本務とする常勤研究者や、研究開発を実施する施設及び設備を有するなど、「橋渡し研究機関」となるには研究開発のための人材や施設等も必要です。
- Q2. 高等専門学校(高専)は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A2. 本事業において、高等専門学校(高専)は、「橋渡し研究機関」になりません。
- Q3. 技術移転機関(TLO)は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A3. 本事業において、技術移転機関(TLO)は、「橋渡し研究機関」になりません。
- 「橋渡し研究機関」には、中小企業等が助成事業で研究開発を行う時に、共同研究等の相手先として、中小企業等とともに研究開発に取り組み、当該「橋渡し研究機関」が持つ機能により、実用化まで結びつけることが期待されています。
- 本事業においては、例えば、A教授の特許を技術移転機関(TLO)が仲立ちして、中小企業等へ供与することをもって「橋渡し研究機関」とはしておりません。
- Q4. 大学の産学連携部門は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A4. 大学の産学連携部門のみを「橋渡し研究機関」とすることはできません(申請書中、「3 「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する学部等」の欄に、産学連携部門のみを記載しても、「橋渡し研究機関」としては確認されません)。
- 「橋渡し研究機関」は、中小企業等が助成事業で研究開発を行う時に、共同研究

等の相手先として、中小企業ともに研究開発に取り組むことを想定しております。したがって、大学であれば、工学部、理学部等の研究開発に取り組む学部等が「橋渡し研究機関」として想定されます。

- Q5. 大学は学部ごとに、「橋渡し研究機関」の確認をうける必要がありますか。
- A5. 大学全体で確認をうけることも(学長等大学のトップの方から申請)、学部等の単位で確認をうけることも(学部長等当該部門のトップの方から申請)可能です。中小企業等が助成事業を実施する際、共同研究等の相手先は、「橋渡し研究機関」として確認された大学あるいは学部等であることが必要です。例えば、A大学工学部が「橋渡し研究機関」として確認された場合、A大学医学部を共同研究等の相手先とした助成金交付申請は、「橋渡し研究機関」の参画を必須とするという要件を満たさず、不採択となります。
- Q6. 私立大学は、「橋渡し研究機関」になれますか。
- A6. 私立大学は、「橋渡し研究機関」になれます。大学について、国立か、公立か、または私立かによる区別はしていません。
- Q7. 公的研究機関及び大学の立地に制限はありますか。
- A7. 「日本国内に立地する」ことを要件としております。
なお、日本国内であれば、いずれの地域であっても制限はありません。
- Q8. 技術研究組合は「橋渡し研究機関」になれますか。
- A8. 技術研究組合は「橋渡し研究機関」にはなれません。
- Q9. NEDOから「橋渡し研究機関」の紹介をしてもらえますか。
- A9. NEDOから、個別の「橋渡し研究機関」のご紹介はいたしません。
「橋渡し研究機関」として確認された公的研究機関及び大学の名称はNEDOのホームページで公表いたします。
- Q10. 「橋渡し研究機関」の確認申請を考えていますが、所属の機関が「公設試験研究機関」かどうかわかりません。
- A10. 地方自治体により設置された試験研究機関を「公設試験研究機関」(以下、「公設試」という。)といいます。地方自治体により設置されていることを確認するためには、試験研究機関ごとの条例や行政組織規則をご確認ください。

Q11. 公設試ですが、地方独立行政法人です。「橋渡し研究機関」になれますか。

A11. 地方独立行政法人であっても、公設試であれば、「橋渡し研究機関」になれます。

Q12. 同時申請をする際、確認申請書は当機関・大学の分だけ送付すればよいか。それとも、共同研究先の中小企業からの助成金交付申請書と同送する必要があるか。

A12. ご自身の機関・大学の確認申請書だけご送付ください。ただし、共同研究先の中小企業等の助成金交付申請書に「橋渡し研究機関」としてご自身の機関・大学名等を忘れずに記入ください。

Q13. 同時申請を予定している。共同研究先となる中小企業等が複数ある場合、複数の申請書を提出する必要があるか。

A13. 確認申請書は1度だけご提出ください(正1部+写し10部)。

その際、「平成27年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業に係る「橋渡し研究機関」の確認申請要領ー同時申請に係る手続きー」中、「(添付資料4)共同研究先となる中小企業等又は組合等の情報」に、共同研究先となる中小企業等を列挙し、添付してください。

Ⅱ. 助成金に関すること

Q1. 助成事業の対象分野は。

A1. 助成事業の対象分野は以下のとおりです。

①新産業の振興のためのイノベーションの創出に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。

②事業機関終了後、概ね3年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

(注1)経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除きます。

(注2)実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能です。(創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能です。)

(注3)本事業において「実用化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生する事をいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって実用化とみなします。

(注4)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は製造原価にて実施するものとします。

Q2. 助成金の補助率は。

A2. 2/3以内です。共同研究等費についても、2/3以内です。

1/3については、助成事業者(中小企業等及び組合等)の負担となります。

Q3. 助成金の交付申請の時、「橋渡し研究機関」とは共同申請をするのか。

A3. 助成金交付申請の申請者は、中小企業等または組合等が1者単独で申請者となります。

「橋渡し研究機関」は、共同研究等先として、研究開発体制に盛り込んでいただきます。

Q4. 「橋渡し研究機関」や共同研究先が複数でもよいか。

A4. 複数の「橋渡し研究機関」が参画することは可能です。ただし、「橋渡し研究機関」以外の研究機関との共同研究等に係る費用は本事業の対象になりません。

ただし、以下の点について、ご注意ください。

①複数の公的研究機関及び大学を「橋渡し研究機関」とするためには、全ての公的研究機関及び大学が要件への確認をうける必要があります。

②助成金交付申請時に、複数の公的研究機関及び大学が「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を申請され、「橋渡し研究機関」の要件を満たさない公的研究機関が1機関でもあった場合には、確認できなかった「橋渡し研究機関」の担当部分が要件を満たさないことになり、助成金の交付申請も不採択となります。

Q5. 当社の親会社の親会社が大企業です。当社は、助成事業の対象者になれるか。

(みなし大企業に該当しないか。)

A5. 貴社及び親会社が大企業でなければ、親会社の親会社が大企業であっても、助成対象事業者になります。

Q6. 「橋渡し研究機関」との共同研究等の契約はいつ締結すればよいか。

A6. 交付決定後に共同研究等の契約を締結してください。

Q7. 収益納付とはなにか。いくらくらい納付するのか。

A7. 助成事業の実施結果を実用化すること、産業財産権等の譲渡又は実施権の設

定をすること、及び助成事業の実施結果を他へ供与することにより、相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。納付額は、所定の算出式により決定します(算出式は、公募要領16ページをご確認ください)。

収益納付すべき期間は、助成期間の終了年度の翌年度以降5年間です。

なお、納付額は助成額が上限となります。

Q8. 製造設備のための機械装置の購入費用は助成対象になるか。

A8. 製品の製造のための装置の購入費用は助成対象になりません。助成対象になるのは、研究開発用のものだけです。

Q9. 助成金の交付申請の時に、共同研究先となる「橋渡し研究機関」を決定しておく必要はあるか。

A9. 助成金の交付申請の時に、共同研究先となる「橋渡し研究機関」(同時申請中の公的研究機関または大学を含む)を決定しておく必要があります。

「橋渡し研究機関」にご所属の共同研究者と貴社との間で、本助成事業で取り組む研究内容について十分相談をしていただき、助成金交付申請書を作成してください。

Q10. 助成金の公募締切日に、設立10年を越える企業は助成対象企業となるか。

公募要領に記載の審査の基準(12ページ)に「事業者の新規性:公募締切日において設立10年以内の企業であること」は必須の要件か。

A10. 助成金の公募締切日に、設立10年を越える企業も助成対象になります。公募要領に記載の「事業者の新規性」の項目は、必須の要件ではなく、助成事業者を決定する際に配慮する項目です。

Ⅲ. 説明会に関すること

Q1. 説明会では何を説明しますか。

A1. 5月12日(火)から始まる説明会は、すべての日程・会場で、「橋渡し研究機関」の確認申請と助成金交付申請の両方について、ご説明します。いずれの日程・会場でも内容は同じです。ご都合の良い日程・会場でご参加ください。

公開・追記の履歴

平成27年5月19日公開

平成27年6月17日更新